

入札公告

次のとおり、会計規程第33条の規定に基づき、一般競争入札に付します。

令和2年12月7日

独立行政法人航空大学校

理事長 井戸川 真

1 概要

- (1) 工事等件名 航空大学校宮崎本校照明器具LED更新等工事
- (2) 工事内容等 仕様書による。
- (3) 工期 契約締結日の翌日～ 令和3年3月26日
- (4) 入札方法 落札者の決定は、最低価格落札方式をもって行う。

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

原則として当該入札の執行において入札回数は2回を限度とする。なお、当該入札回数までに落札者が決定しない場合には、原則として独立行政法人航空大学校契約事務取扱要領第49条第1項の規程に基づく随意契約には移行しない。

2 競争参加資格

- (1) 独立行政法人航空大学校契約事務取扱要領第28条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 国土交通省大臣官房会計課長による「競争参加者の資格に関する公示」による令和元・2年度一般（指名）競争参加資格者のうち「電気工事業」の「AまたはB等級」に格付けされていること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記（2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 競争参加資格確認申請提出期限から開札までに、独立行政法人航空大学校所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（平成15年9月1日空大会第147号）及び航空局所掌工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年6月28日空経第386号）に基づく指名停止を受けていないこと。

- (5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (6) 次に掲げる基準を満たす監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
 - ① 1級電気工事施工管理技士の資格を有する者。
 - ② 監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
 - ③ 競争に参加しようとする者との間で、直接的かつ恒常的な雇用関係があること。
- (7) 以下に定める届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。
 - ・ 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
 - ・ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
 - ・ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務
- (8) 競争入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表以外の構成員である場合を除く。）
- (9) 本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (10) 入札説明書の交付を受けた者であること。

3 手続き等

- (1) 入札説明書等の交付場所
〒 880-8580
宮崎県宮崎市大字赤江字飛江田652番地2
独立行政法人航空大学校 宮崎本校 事務局 会計課 契約係
TEL 0985-51-1212 FAX 0985-51-1229
- (2) 入札説明書等交付期間
令和2年12月7日より令和2年12月21日まで
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。交付時間は9時00分から17時00分まで。)
- (3) 入札説明会の日時及び場所
原則として行わない。
(必要が生じた場合は、入札説明書配布者に日時及び場所を連絡する)
- (4) 競争参加資格確認申請書受領期限及び提出場所
受領期限 令和2年12月21日 17時00分
提出場所 独立行政法人航空大学校 宮崎本校 事務局 会計課 契約係
- (5) 入札日時及び場所
令和3年1月6日 14時00分
独立行政法人航空大学校 宮崎本校 2階 第2応接室

4 独立行政法人の契約に係る情報の公表について

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）に基づき、以下のとおり当校との関係に係る情報を当校のホームページにて公表することとしますので、当方への所要の情報の提供及び公表に同意の上で、応札、応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願い致します。

なお、案件への応札、応募又は契約の締結をもって上記情報の提供及び公表に同意されたものとみなさせていただきますので、ご了知願います。

また、応札、応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず、情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがありますので、併せてご了知願います。

（1）公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ① 当校において役員を経験した者（以下：役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（以下：課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること。
- ② 当校との間の取引高が総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること。
※予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水費の支出に係る契約等は対象外。

（2）公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ① 当校の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当校OB）の人数、職名及び当校における最終職名
- ② 当校との間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占める当校との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨。
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨。

（3）当方に提供していただく情報

- ① 契約締結日時点での在職している当校OBに係る情報（人数、現在の職名及び当校における最終職名等）
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当校との間の取引高。

（4）公表日

契約締結日の翌日から起算して、原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）

5 その他

- （1）契約手続きにおいて使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨
- （2）入札保証金　免除

契約保証金 免除

(3) 前金払 有

部分払 無

(4) 入札の無効

本告示に示し競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法

独立行政法人航空大学校契約事務取扱要領第5条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者と決定する。

(7) 詳細は入札説明書及び仕様書による。